

厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例の一部改正方針（案）について

1 条例改正の趣旨

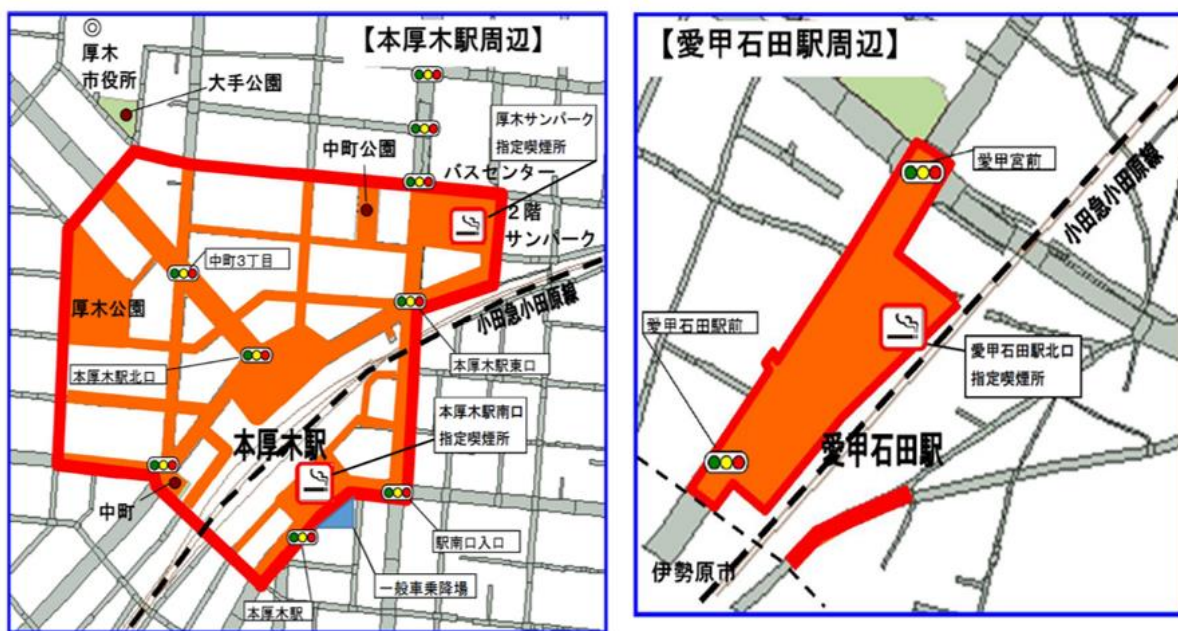
「厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例」は平成 15 年 7 月 1 日に制定し、歩行喫煙の自粛やポイ捨ての禁止について、市民や市内事業所等のボランティアに協力をいただき啓発活動を行っております。

その後、道路等の公共的空間における喫煙に対し、市民の皆様から路上喫煙に対する規制を求める多くの御意見を受けたことから、路上喫煙禁止についての対策を検討し、安全で快適な歩行空間の確保することを目的に、平成 22 年 4 月 1 日から本厚木駅及び愛甲石田駅の周辺の一部を路上喫煙禁止区域に定め、路上喫煙を防止するための対策を講じてきました。

地道な周知・啓発活動によるマナーの向上とまちの美化の推進、また、市民の皆様や本市にお越しいただく方々の御理解と御協力により、路上喫煙禁止区域内の喫煙者は大きく減少しました。

しかし、現行条例においては、路上喫煙禁止区域内の喫煙行為は禁止行為であるものの、違反者に対して「指導することができる」と規定するのみで罰則がないことから、一部の方々について依然として散見される路上喫煙等の迷惑行為に対する規制には限界があります。

このようなことから、違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、違反者に対し「過料」を設けるなど、本条例の一部改正を行うものです。



2 路上喫煙禁止区域内の喫煙行為に対する現状と課題

現行条例のもと、路上喫煙禁止区域の指定を行い、市民団体等とともに喫煙者自身のマナーに粘り強く訴える啓発活動に取り組んでおり、路上喫煙やたばこのポイ捨ては減少傾向にあるものの、一部の方々については依然として散見されます。

また、「3（2）歩行喫煙者の定点計測」のとおり、年度ごとの増減はあるものの、令和 6 年度の値が高くなっています。

現行条例においては、吸い殻を含めたポイ捨て行為に対する「罰則」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の罰則が刑事罰（懲役又は罰金）を科していることに鑑み「罰金に処する」と規定しておりますが、路上喫煙禁止区域内の喫煙者に対し

ては「罰則」ではなく「指導することができる」との規定を設けるにとどまっております。現状においては、一部の方々による路上喫煙等の迷惑行為に対する対策には限界があります。

現行条例で規定する禁止行為・処分・罰則内容

禁止行為	指導	勧告	命令	公表	罰則
第6条 ポイ捨ての禁止			○		罰金 20,000円
第9条 回収容器の設置及び管理		○	○	○	罰金 50,000円
第10条 落書きの禁止					罰金 50,000円
第12条 動物のふんの放置禁止			○	○	
第13条 道具等の携行義務			○	○	
第14条 放し飼いの禁止			○	○	
第16条 喫煙の禁止等	○				

3 路上喫煙禁止区域における対策

(1) 各種啓発活動

各地区自治会連絡協議会会長の推薦に基づき市長が委嘱する「環境保全指導員」の方々により、本厚木駅及び愛甲石田駅周辺の路上喫煙禁止区域における「路上喫煙・ポイ捨て防止キャンペーン」を毎年度6回実施しております。

また、市職員を「路上喫煙防止指導員」に任命し、「路上喫煙パトロール」を月1回程度実施しております。

(2) 歩行喫煙者の定点計測

定期的に本厚木駅周辺の路上喫煙禁止区域内で路上喫煙に関する調査を実施、市HPで公表しております。

(単位：人)

年度	歩行者	うち喫煙者	喫煙率	1万人当たり喫煙者
令和元年度	43,352	12	0.028%	2.8
令和2年度	46,084	16	0.035%	3.5
令和3年度	60,404	25	0.041%	4.1
令和4年度	67,252	35	0.052%	5.2
令和5年度	81,242	32	0.039%	3.9
令和6年度	66,348	69	0.104%	10.4

※ 上記件数は、下記の調査事項を集計したもの

調査月	9月、12月、3月
調査箇所	あつぎ大通り（三井住友銀行付近） 厚木一番街（トキワヤ第3ビル付近） 本厚木駅北口（タクシーロータリー付近） 本厚木駅南口（小田急厚木ホテル前）
調査時間	いずれも、朝7:30～8:30、夕16:30～17:30

4 市民アンケート結果

令和7年2月に無作為アンケート（有効回答1,358件）を実施した結果、路上喫煙禁止区域における喫煙禁止に関する回答は次の表のとおりであり、「客引き行為

者が路上喫煙をしていることを見たことがある割合が約 65%」、「路上喫煙禁止区域の喫煙者に対してペナルティーを求める割合が約 90%」となっています。

この結果は、市民の多くが客引き行為者を含めた路上喫煙禁止区域内の喫煙行為に対して、「条例で規制する必要がある」と認識していることが分かります。

本厚木駅周辺で居酒屋、カラオケ、ガールズバー等の客引き行為者が喫煙していることを見たことがありますか。		
	「よく見かける」・ 「たまに見かけるがある」	「見たことがない」
	876 件（約 64.5%）	179 件（約 13.2%）

本厚木駅周辺が路上喫煙禁止区域に指定されていることを知っていますか。		
	「知っている」	「知らない」
	1,001 件（約 74.1%）	350 件（約 25.9%）

路上喫煙禁止区域の喫煙者に対して、何らかのペナルティーがあった方がいいと思いますか。		
	「ある方がいい」・ 「どちらかというところがある方がいい」	「どちらかというところない方がいい」・ 「ない方がいい」
	1,221 件（約 89.9%）	57 件（約 4.2%）

5 過料の規定について

（１）過料の必要性

禁止行為である路上喫煙禁止区域内の喫煙行為に対して「過料」を設けて規制することにより、条例の実効性をかなりの程度確保することが見込まれます。そして、この規定が有効に機能することで、最終的には、条例で掲げる目標である「市、市民等及び事業者が一体となって守るべき事項を定め、環境美化を推進し、もって美しい環境のまちづくりの実現」を図ることにつながり、市民がより一層安全で快適に暮らせる生活環境づくりの整備に寄与することができます。

（２）一部改正で設ける罰則規定

現行条例では「喫煙の禁止等に違反している者に対して、喫煙の中止その他必要な措置を講ずるよう指導することができる」規定にとどまっておりますが、違反者に対しより効果的な対策を講じていくため、指導等に従わない者は「刑罰である罰金」でなく「行政罰である過料」に処す規定を設けるとともに、関連する事項について整備を行います。

（３）路上喫煙防止指導員

条例の実効性確保の手段としての「過料」を有効に機能させるためには、毎日、路上喫煙等を現場で取り締まる路上喫煙防止指導員の体制強化が必要となります。

なお、この指導員は会計年度任用職員の任命等で必要な人員を確保することとなりますが、客引き行為等防止指導員との連携について、関係各課及び団体等と十分な調整を図ってまいります。

6 条例改正スケジュール

令和7年度								令和8年度		
5月	6月	7月	8月	9月	10月		11月	12月	1～3月	4月
経営戦略会議 経営戦略調整会議 (条例改正方針)	条例改正の骨子案の作成	意見交換会	経営戦略会議 経営戦略調整会議 (骨子の策定及びパブリック コメントの実施)	パブリックコメント	経営戦略会議 経営戦略調整会議 (パブリックコメントの 実施結果及び条例案)	例規審査会(下旬)	議案準備	市議会12月定例会議提案	条例施行準備(周知等)	条例施行(4/1) ※ただし罰則適用は (仮)10/1